

## 電光表示器（屋外型デジタルサイネージ）の広告募集について

### 募集内容

両面サイズ、 設置場所等	電光表示器（屋外型デジタルサイネージ）H2500×W3500（2面） 美咲町役場敷地内 久米郡美咲町原田2144-1
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1枠15秒</li> <li>・ 原則として7時～21時（14時間）の放映</li> <li>・ 放映は「町政情報10分」「広告10分」のローテーション</li> <li>・ 動画、静止画ともに音声は流れない。</li> </ul>
広告料（税抜）	1枠、町内事業者 月額1万円（消費税別） 町外事業者 月額2万円（消費税別）
枠 数	40枠（1枠15秒）
広告規格等	<p>（基本規格）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>広告であることを明らかにするため、広告映像フレームの右上に常時「広告」と明記する。</u></li> <li>・ <u>広告内に住所、連絡先を表示したカットを設ける。</u></li> </ul> <p><b>【明記するもの】法人各・法人名、住所、連絡先（法人格を有しない団体の場合は、代表者名も明記）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納品された動画及び画像は、容量調整を行う場合がある。</li> <li>・ コントラストの強い画面の反転表示が継続するものや、映像や光の点滅が1秒間に3回を超えるものは禁止とする。</li> <li>・ 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。</li> <li>・ 解像度については、適切な処理を行うこと。 （禁止表示）</li> <li>・ アラートマークを模した表示</li> <li>・ 町の実施する事業名に類似した表現</li> <li>・ 利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与える恐れのある表現</li> </ul>
掲載期間	1カ月単位とし、最長12カ月まで。ただし年度を超えることはできない。広告切替日が休日にあたる場合は日数が増減します。
募集期間	年間を通じて募集
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 美咲町広告掲載申込書（様式1号）に掲載しようとする広告案（各自作成。修正依頼をする場合あり。）を添えて美咲町みさき共創室に提出。</li> <li>・ 広告データは放映希望日の10日前（役場開庁日での10日）までに美咲町みさき共創室へ提出。</li> <li>・ 掲載は先着順で、同一の申込者または同一事業者等の広告が複数申し込まれた場合、掲載を制限することがある。</li> </ul>

<p>入稿形式</p>	<p>広告データの納品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CD-RまたはDVD-R</li> <li>・ USBメモリまたはSDカード</li> </ul> <p>※ 納品媒体は申請者側で用意</p> <p><b>静止画</b></p> <p>(1) 解像度 728 (W) × 520 (H) 以上 比率 1.4 : 1</p> <p>(2) ファイル形式 JPEG (RGB形式)、PNG</p> <p><b>動画</b></p> <p>(1) サイズ 1.4 : 1</p> <p>(2) ファイル形式 MP4</p> <p>(3) フレームレート 30fps以下</p> <p>(4) ファイルサイズ 原則50MB以内*</p> <p>※ 超える場合、容量調整を行う場合あり。</p>
<p>広告内容・広告主の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政広報として公共性及び品位、信頼性を損なう広告は掲載しない。</li> <li>・ 具体的な広告内容に関する業種または、事業者等の個別の基準等は「美咲町広告事業実施要綱」、「美咲町広告事業掲載基準実施要綱」の規定のとおりとする。</li> </ul>
<p>その他</p>	<p>申込者（広告主）は、以下の事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告掲載停止による広告料の返還、損害の補償等をしないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電光表示器機器、クラウド等の点検、修理、補修、改良などのための停止</li> <li>・ 火災及び地震、水害、落雷等の天災やその他通信回路などの事故、損害による停止</li> <li>・ 町は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合について、その原因の如何に関わらず賠償する責任を負わないものとする。</li> </ul>